

教育民生委員会 会議録

日 時 令和6年9月20日（金曜日） 午前9時56分～午前11時03分
場 所 白杵庁舎2階 第3委員会室

出席委員の氏名

委員長 芝田 英範 副委員長 平川 幸司 委員 伊藤 淳
委員 広田 精治 委員 匹田 郁 委員 吉岡 勲

欠席委員の氏名

（ な し ）

説明のため出席した者の職氏名

政策監（市民担当兼福祉保健担当）	柴田 監	税務課長	尾本 浩
産業観光課長	山木 哲男	産業観光課参事	安東 昌文
部落差別解消推進・人権啓発課長	齋藤 正雄	保険健康課長	川辺みさご
子ども子育て課長	竹尾 幸三	福祉課長	大戸 敏雄
教育次長兼教育総務課長	佐藤 忠久	社会教育課長	川辺宏一郎
		その他関係職員	

出席した事務局職員の職氏名

書記 原 伸行

傍聴者

1名（記者）

会議に付した事件及び審査結果

< 審査議案 >

番 号	件 名	審査結果
第66号	白杵市税特別措置条例の一部改正について	原案可決
第67号	白杵市性の多様性の尊重に関する条例の制定について	原案可決
第68号	白杵市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決

第69号	臼杵市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	原案可決
第70号	臼杵市公民館条例の一部改正について	原案可決
第71号	大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	原案可決

午前9時56分 開議

○委員長（芝田英範）

ただいまから教育民生委員会を開催いたします。これより、議事に入ります。本委員会に付託されました議案は6件であります。お手元の次第に沿って審査を行いたいと思います。

まず、税務課所管の第66号議案 臼杵市税特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎税務課長（尾本 浩）

本条例の内容に産業観光課が関連ございますので、同席させていただきます。

（ 議案書及び配布資料に基づき説明 ）

○委員長（芝田英範）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いいたします。

○委員（広田精治）

結局、企業が市内の過疎地に進出しやすいようにするのが、この措置の狙いという理解でよいですか。

◎税務課長（尾本 浩）

広田委員のご質問にお答えいたします。

そこが少し違ってまして、資料の1番にあるのが、過疎法に基づく措置で、市の過疎計画に定められた業種の事業者が、設備を新增設した場合に、課税免除がある。それぞれの法律が3つ分かれているので、必ずしも過疎地域に都会から企業が来た場合に、全部当てはまるかというところではないものもあります。

○委員（広田精治）

そうすると、臼杵市内の過疎地といわれるところは、全て過疎計画ができていて、それが前提になっているということでよいですか。

◎税務課長（尾本 浩）

広田委員のご質問にお答えいたします。

臼杵市の過疎計画では、過疎の範囲が市内全域となりますので、どの事業者でも対象にはな

ります。

○委員（広田精治）

結局、固定資産税がそういう企業に対して減免措置をとるから、その分だけ市の収入が減る。それを国が交付税で補填する、それが今回の措置の姿ですか。

◎税務課長（尾本 浩）

広田委員のご質問にお答えいたします。

いま、議員がおっしゃるように交付税により措置をされるということですが、交付税として75%の措置となりますので、残り25%は、市の一般財源ということになります。

○委員長（芝田英範）

他にありませんか。

（ 「なし」の声 ）

○委員長（芝田英範）

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（芝田英範）

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第66号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（芝田英範）

異議なしと認めます。よって、第66号議案については、原案どおり可決すべきものとして決しました。以上で税務課所管の議案審査を終わります。お疲れ様でした。

休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時10分 再開

○委員長（芝田英範）

再開いたします。

ここで、傍聴の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

次に、部落差別解消推進・人権啓発課所管の第67号議案 白杵市性の多様性の尊重に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎部落差別解消推進・人権啓発課長（齋藤正雄）

（ 議案書に基づき説明 ）

○委員長（芝田英範）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いいたします。

○委員（伊藤 淳）

第１１条の人権侵害の相談・苦情を市長に申し出ることができるかとありますけれども、具体的なその受け付け窓口というのはあるのでしょうか。

◎部落差別解消推進・人権啓発課長（齋藤正雄）

伊藤委員のご質問にお答えいたします。

こちらの相談窓口につきましては、市としては部落差別解消推進・人権啓発課になります。また、市民の方に広報する場合には、県のＬＧＢＴの相談窓口、専門ダイヤル、その他の機関をあわせてお伝えする想定をしております。

○委員長（芝田英範）

他にありませんか。

（ 「なし」の声 ）

○委員長（芝田英範）

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（芝田英範）

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第６７号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（芝田英範）

異議なしと認めます。よって、第６７号議案については、原案どおり可決すべきものとして決しました。以上で部落差別解消推進・人権啓発課所管の議案審査を終わります。お疲れ様でした。

休憩します。

午前１０時２０分 休憩

午前１０時２１分 再開

○委員長（芝田英範）

再開いたします。

次に、保険健康課所管の第６８号議案 臼杵市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎保険健康課長（川辺みさご）

（ 議案書及び配布資料に基づき説明 ）

○委員長（芝田英範）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いいたします。

○委員（広田精治）

現行の保険証と新たにマイナ保険証をお持ちでない方に交付する資格確認証の記載内容はほぼ同じとなりますか。例えば、氏名や生年月日などの情報についてですが。

◎保険健康課長（川辺みさご）

広田委員のご質問にお答えいたします。

資格確認証は、大きさ等も現状の保険証と同じ、記載内容も同じ予定となります。

○委員（広田精治）

色合いは。

◎保険健康課長（川辺みさご）

広田委員のご質問にお答えいたします。

色合いは、毎年更新を県下統一して決めていますので、まだ現状では決定していません。

○委員長（芝田英範）

他にありませんか。

（ 「なし」の声 ）

○委員長（芝田英範）

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（芝田英範）

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第６８号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（芝田英範）

異議なしと認めます。よって、第６８号議案については、原案どおり可決すべきものとして決しました。続いて、第７１号議案 大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議

題といたします。執行部の説明を求めます。

◎保険健康課長（川辺みさご）

（ 議案書及び配布資料に基づき説明 ）

○委員長（芝田英範）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いいたします。

（ 「なし」の声 ）

○委員長（芝田英範）

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（芝田英範）

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第71号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（芝田英範）

異議なしと認めます。よって、第71号議案については、原案どおり可決すべきものとして決しました。以上で保険健康課所管の議案審査を終わります。

休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○委員長（芝田英範）

再開いたします。

次に、福祉課所管の第69号議案 白杵市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎福祉課長（大戸敏雄）

（ 議案書及び配布資料に基づき説明 ）

○委員長（芝田英範）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いいたします。

（ 「なし」の声 ）

○委員長（芝田英範）

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（芝田英範）

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第６９号議案については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（芝田英範）

異議なしと認めます。よって、第６９号議案については、原案どおり可決すべきものとして決しました。以上で福祉課所管の議案審査を終わります。お疲れ様でした。

休憩します。

午前１０時４２分 休憩

午前１０時４５分 再開

○委員長（芝田英範）

再開いたします。

次に、社会教育課所管の第７０号議案 白杵市公民館条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎教育次長（佐藤忠久）

おはようございます。第７０号議案 白杵市公民館条例の一部改正につきましては、社会教育課の方から説明させます。どうかよろしくお願いいたします。

◎社会教育課長（川辺宏一郎）

（ 議案書及び配布資料に基づき説明 ）

○委員長（芝田英範）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いいたします。

（ 「なし」の声 ）

○委員長（芝田英範）

以上で、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（芝田英範）

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。第70号議案については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（芝田英範）

異議なしと認めます。よって、第70号議案については、原案どおり可決すべきものとして決しました。以上で社会教育課所管の議案審査を終わります。

これで、教育民生委員会に付託されました議案6件の審査を終了いたします。

休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時59分 再開

○委員長（芝田英範）

再開いたします。

次に、「令和6年度教育民生委員会の行政視察について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします

◎書記（原 伸行）

（ 配布資料に基づき説明 ）

○委員長（芝田英範）

ただいま、委員派遣承認要求書について、説明のとおり委員派遣を決定し、閉会中継続審査の申し出を議長に提出してよろしいでしょうか。

（ 「はい」の声 ）

○委員長（芝田英範）

委員派遣及び閉会中の継続審査の申し出は承認すべきものとして決しました。

次に、行政視察における執行部の同行についてを議題とします。

今回の教育委員会の行政視察への同行については、日程調整が難しいことから、執行部の動向を要請しないこととしたいと考えていますが、それでよろしいでしょうか。

（ 「はい」の声 ）

○委員長（芝田英範）

それでは、執行部へ要請しないこととします。

これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午前 11 時 03 分 閉会

臼杵市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに記録を作成する。

令和 6 年 9 月 20 日

臼杵市議会

教育民生委員会委員長 芝田 英範